

(案)

まち審第 号  
令和 5 年 11 月 日

兵庫県知事 齋藤元彦様

まちづくり審議会  
会長 角野幸博

## 環境の保全と創造に関する条例施行規則改正について（答申）

令和 4 年 12 月 15 日付け諮問第 113 号で当審議会に諮問のありました標記のことについて、審議の結果、下記のとおり答申します。

## 記

まちづくり審議会では、標記のことについて調査審議を進め、このたび別添のとおり取りまとめました。

環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号。以下「条例」という。）に基づいて緑化された建築物及びその敷地において、緑化の生育状況が良好でない事例が散見されます。

このため、規則改正に当たっては、現行の緑化基準を見直して緑化の質の確保を図った上で、カーボンニュートラルの推進に資する緑化義務の緩和を行うこととされたい。

また、条例に基づき届けられた緑化計画に対して、適切な指導又は助言を行うとともに、業務に従事する行政職員の能力向上を図られたい。

今後も、条例を適切に執行し、都市の緑化を更に推進されるようお願いします。

## 社会背景（カーボンニュートラル社会の実現）

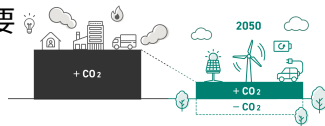
【国】 2050年までに温室効果ガス排出量ゼロを宣言（2020年）

【県】 兵庫県地球温暖化対策推進計画（2022.3）

温室効果ガス削減目標の強化	「2050年CO <sub>2</sub> 排出量実質ゼロ」をゴールとし、2030年度48%削減（2013年度比）
再生可能エネルギー導入目標の強化	2030年再生可能エネルギーによる発電量100億kWh（再エネ比率約30%）

業務・家庭部門では大幅なCO<sub>2</sub>排出削減が必要

→ 住宅・建築物分野でも取組が求められている



## 緑化基準見直しの考え方

### 1 緑化の質の確保が必要

- ① 緑化の中でも環境・景観・防災などの効果が高い“高木緑化”の推進
- ② 生育不良事例が多く見られる“壁面緑化”の基準見直し



緑化の質を確保した上で、以下の取組を推進

### 2 カーボンニュートラルの推進

温室効果ガス排出削減に貢献する建築物等への誘導

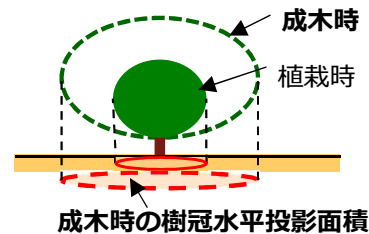
## 見直しの方向性

### 1 緑化の質の確保

#### ① 「高木による緑化」の誘導

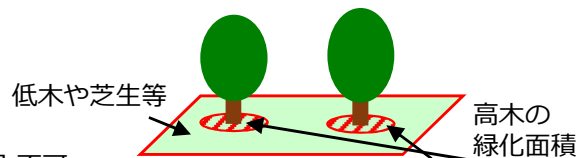
- 樹木の生長を考慮して  
成木時の緑化面積を算定

※現行：植栽時の面積



- 「低木・芝生等」とは別に  
「高木」も緑化面積に算入

※現行：重複する場合、高木は算入不可



#### ② 「壁面緑化」の基準見直し

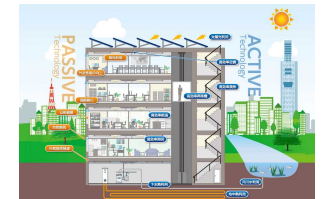
壁面に直接設置する緑化など  
確実に生育するものに限定



### 2 カーボンニュートラルの推進

#### ① ZEH・ZEBへの誘導

エネルギー削減量  
を“緑化面積”に算入



#### ② 大規模木造建築物への誘導

木材使用量 (= CO<sub>2</sub>固定化量)  
を“緑化面積”に算入



#### ③ その他（電気自動車充電設備や

小型風力発電の設置など）の誘導  
事業者との個別協議により、  
エネルギー削減量等を“緑化面積”に算入



ただし、敷地の義務緑化面積の1/2以上は、緑地を確保

※ カーボンニュートラルの推進に資する基準については、  
改正規則の施行から一定期間経過を目途に実効性を検証